

創業人材等の多様な外国人の受入れ促進

(国家戦略特別区域法 第16条の6)

規制改革の内容

特例措置前

創業のため入国するには、入国時に、
・事業所の確保
・2人以上の常勤職員 又は
500万円以上の出資金等
の要件確認が必要

特例措置

自治体が、事業計画を認めれば、入国時の
要件確認を、6月間猶予

効果

外国人起業家等の受入れ促進

規制改革の概要

海外

日本で
創業！

創業希望
外国人

【創業を希望する外国人】
自治体に事業計画を
提出、確認

入国(上陸)審査



【通常求められる要件】

- 事業所の確保
- 2人以上の常勤職員
or 500万円以上の出資金等

6月以内に
満たせばよい！

特
例

上陸
許可
(6月)

創業活動

在留審査(期間更新)

要件確認

在留継続

6月

